

各務原市子育て支援短期利用事業実施要綱

(平成16年3月26日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童及びその家庭の福祉向上を図ることを目的として、保護者の疾病その他の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に、当該児童を児童養護施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第41条に規定する児童養護施設をいう。）、母子生活支援施設（同法第38条に規定する母子生活支援施設をいう。）その他の保護を適切に行うことができる施設（以下「実施施設」という。）において一定の期間養育し、若しくは保護し、又はその他の支援（保護者の心身の状況、児童の養育環境その他の状況を勘案し、児童と共にその保護者に対して支援を行うことが必要である場合にあっては、当該保護者への支援を含む。）を行う子育て支援短期利用事業（以下「事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業の種類及び内容)

第2条 事業は、次の各号に掲げる事業の種類に応じ、当該各号に定める内容とする。

(1) 夜間養護（トワイライトステイ）等事業 保護者が仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合その他の緊急の必要がある場合において、当該児童を実施施設において保護し、生活指導、食事の提供等を行うもの

(2) 短期入所生活援助（ショートステイ）事業 次に掲げるもの

ア 保護者が疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合、経済的な理由により緊急一時的に親子を保護することが必要な場合等に実施施設において養育し、又は保護を行うもの

イ 必要に応じて、親子を短期間入所させ、次に掲げる支援を行うもの

(ア) 保護者のレスパイト・ケア

(イ) 育児不安の解消、養育技術の提供等のための相談及び支援

(ウ) 育児、家事等の協働による保護者のエンパワメント支援

(エ) その他親子支援に資する取組

(対象者)

第3条 夜間養護（トワイライトステイ）等事業の対象となる者は、保護者が仕事その他の理由により、平日の夜間又は休日に不在となる家庭の児童とする。

2 短期入所生活援助（ショートステイ）事業の対象となる者は、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する家庭の児童又は親子とする。

（1）児童の保護者の疾病

（2）育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安等身体上又は精神上的の事由

（3）出産、看護、事故、災害、失踪等家庭における養育上の事由

（4）冠婚葬祭、転勤、出張、学校等の公的行事への参加等社会的な事由

（5）養育環境等に課題があり、児童自身が一時的に保護者と離れることを希望する場合

（6）前条第2号イに規定する支援が必要であると市長が認めた場合

（7）経済的な理由により緊急一時的に親子の保護を必要とする場合
（事業の実施）

第4条 市長は、事業を適切な運営が確保できると認められる事業者に委託して行うものとする。

2 実施施設は、実施施設において児童の養育又は保護を適切に行うことが困難である場合であつて市長がやむを得ないと認めるときは、里親（岐阜県が実施する養育里親研修を受講し、里親登録された者をいう。以下同じ。）に当該児童の養育又は保護の実施を委託することができる。

3 前項の規定により里親に委託する場合には、里親は、里親の居宅又は当該児童の居宅において養育又は保護を行うものとする。

4 実施施設は、第2項の規定により委託をするに当たっては、あらかじめ養育又は保護を委託することができる里親を定めておかなければならない。

（利用期間）

第5条 夜間養護（トワイライトステイ）等事業を利用することができる期間は、6か月以内とする。

2 短期入所生活援助（ショートステイ）事業を利用することができる期間は、原則として7日以内とする。ただし、やむを得ない事情があると市長が認めるときは、必要最小限の範囲内でこれを延長することができる。

3 前項ただし書の場合において、事業を利用しようとする者又はその保護者（以下「申請者」という。）は、各務原市子育て支援短期利用事業期間延長申請書（様式第

1号)を市長に提出するものとする。

(利用の手続)

第6条 申請者は、各務原市子育て支援短期利用事業申請書(様式第2号)に第3条の事由に該当する旨を明記のうえ市長に提出しなければならない。この場合において、第9条第2項の規定により費用の減免を受けようとするときは、各務原市子育て支援短期利用費用減免申請書(様式第3号)を添えなければならない。

2 市長は、各務原市子育て支援短期利用事業申請書が提出されたときは、速やかに利用の要件、世帯の状況、利用しようとする期間及び実施施設の収容能力を調査し、各務原市子育て支援短期利用(延長)決定通知書(様式第4号)又は各務原市子育て支援短期利用却下通知書(様式第5号)により申請者に通知するとともに各務原市子育て支援短期利用(延長)委託書(様式第6号)により実施施設へ通知するものとする。

第7条 申請者は、緊急を要するため前条第1項に規定する利用の申請の手続きをすることが困難なときは、口頭により利用を申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、必要な事項を聴取し、即時利用が必要と認めるときは、利用させるものとする。

3 申請者は、前項の規定により即時利用が認められたときは、速やかに前条第1項に規定する利用の申請の手続きを行うものとする。

第8条 前2条の規定は、第5条第2項ただし書の規定による利用期間の延長について準用する。

(保護者の負担)

第9条 事業を利用した者又はその保護者は、事業に要する経費の一部として、当該事業を利用した者1人につき、1日当たり別表第1保護者負担金の欄に定める額を負担するものとする。

2 市長は、申請者の属する世帯が別表第2世帯区分の欄に掲げる世帯に該当すると認めるときは、同表減免額の欄に定める額を保護者負担金から減ずることができる。

(利用決定の解除)

第10条 申請者は、利用期間満了前に利用の要件に該当しなくなったときは、速やかに実施施設に報告しなければならない。

2 実施施設は、前項の報告があったときは、各務原市子育て支援短期利用事業解除通知書(様式第7号)により市長に通知するものとする。

3 市長は、前項の報告があったときは、各務原市子育て支援短期利用事業解除通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（送迎）

第11条 利用の際の実施施設への送迎は、申請者が行うものとする。

（費用の支払）

第12条 市長は、実施施設からの請求書（様式第9号）により、事業の委託に要する経費として、事業を利用した者1人につき、1日当たり別表第1事業費単価の欄に掲げる額を支払うものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年8月20日決裁）

この要綱は、平成19年8月20日から施行する。

附 則（平成27年10月16日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年1月20日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和2年1月31日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日決裁）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和6年4月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

別表第1（第9条、第12条関係）

夜間養護（トワイライトステイ）等事業

対象事業	事業費単価	保護者負担金
夜間養護事業	1, 500円	750円
休日預かり事業	2, 700円	1, 350円

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

対象事業	対象者	事業費単価	保護者負担金
短期入所生活援助	保護者	1, 200円	600円
	2歳未満児	10, 700円	5, 350円
	2歳以上児	5, 500円	2, 750円
学校等への送迎		1, 860円	0円

別表第 2（第 9 条関係）

夜間養護（トワイライトステイ）等事業

対象事業	世帯区分	減免額
夜間養護事業	被保護世帯又はひとり親非課税世帯	7 5 0 円
	非課税世帯	4 5 0 円
休日預かり事業	被保護世帯又はひとり親非課税世帯	1, 3 5 0 円
	非課税世帯	1, 0 0 0 円

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

対象者	世帯区分	減免額
保護者	被保護世帯又はひとり親非課税世帯	6 0 0 円
	非課税世帯	4 0 0 円
2 歳未満児	被保護世帯又はひとり親非課税世帯	5, 3 5 0 円
	非課税世帯	4, 3 0 0 円
2 歳以上児	被保護世帯又はひとり親非課税世帯	2, 7 5 0 円
	非課税世帯	1, 7 0 0 円

備考

- 1 この表において「被保護世帯」とは、生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）による被保護世帯（単給の世帯を含む。）をいう。
- 2 この表において「ひとり親非課税世帯」とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 3 9 年法律第 1 2 9 号）第 6 条第 1 項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯又は同条第 2 項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものの世帯で、前年の市町村民税が非課税である世帯をいう。
- 3 この表において「非課税世帯」とは、前年の市町村民税が非課税である世帯（被保護世帯及びひとり親非課税世帯を除く。）をいう。

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）住所
氏名
電話 ー

各務原市子育て支援短期利用事業期間延長申請書

各務原市子育て支援短期利用事業実施要綱に基づく事業の利用を延長したいので、次のとおり申し込みます。

事業の種類		☐ 短期入所生活援助事業 （ショートステイ）		☐ 夜間養護等事業 （トワイライトステイ）		
対象者 1	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日（ 歳）
	住 所					
対象者 2	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日（ 歳）
	住 所	☐ 対象者 1 と同じ				
対象者 3	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日（ 歳）
	住 所	☐ 対象者 1 と同じ				
当初決定期間		年 月 日から 年 月 日まで				
延長を 希望する期間		年 月 日から 年 月 日まで				
委 託 先		施設名 所在地				
延長を 希望する理由						

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）住所

氏名

電話

—

各務原市子育て支援短期利用事業申請書

各務原市子育て支援短期利用事業実施要綱に基づく事業を利用したいので、次のとおり申し込みます。

事業の種類		☐ 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)		☐ 夜間養護等事業 (トワイライトステイ)			
対象者1	ふりがな 氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	住 所						
対象者2	ふりがな 氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	住 所	☐ 対象者1と同じ					
対象者3	ふりがな 氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	住 所	☐ 対象者1と同じ					
利用理由							
利用期間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)					
連絡先	氏 名	(対象者との続柄)					
	住 所 等	電話 —					
特記事項							

年 月 日

（宛先）各務原市長

（申請者）住所
氏名
電話 ー

各務原市子育て支援短期利用費用減免申請書

各務原市子育て支援短期利用事業実施要綱第 6 条第 1 項の規定により、子育て支援短期利用の費用の減免を申請します。

また、本申請に係る審査に当たり、私の世帯の税務資料の閲覧について承諾します。なお、同一世帯に属するものの承諾も得ています。

事業の種類		☐ 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)		☐ 夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	
対象者 1	氏 名		性別	男 女	生年 月 日 年 月 日 (歳)
	住 所				
対象者 2	氏 名		性別	男 女	生年 月 日 年 月 日 (歳)
	住 所	☐ 対象者 1 と同じ			
対象者 3	氏 名		性別	男 女	生年 月 日 年 月 日 (歳)
	住 所	☐ 対象者 1 と同じ			
減 免 理 由		1. 被保護世帯 2. ひとり親非課税世帯 3. 非課税世帯			
減 免 額		円 × 日間 = 円			
備考欄					

第 号
年 月 日

様

各務原市長

各務原市子育て支援短期利用（延長）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市子育て支援短期利用について、次のとおり決定したので通知します。

なお、利用期間満了前に利用の要件がなくなったときは、速やかに実施施設へ申し出てください。

事業の種類		☐ 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)		☐ 夜間養護等事業 (トワイライトステイ)			
対象者 1	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	住 所						
対象者 2	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	住 所						
対象者 3	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	住 所						
利用理由							
利用期間		年 月 日から 年 月 日まで (日間)					
利 用 料		1 日につき 円 日間 円					
委 託 先		施設名 所在地	電話 ー				
備 考							

様

各務原市長

各務原市子育て支援短期利用却下通知書

年 月 日付けで申請のあった各務原市子育て支援短期利用について、次のとおり承認できないので通知します。

事業の種類		☐ 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)		☐ 夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	
対象者 1	氏 名		性別	男 女	生年 月 日 年 月 日 (歳)
	住 所				
対象者 2	氏 名		性別	男 女	生年 月 日 年 月 日 (歳)
	住 所				
対象者 3	氏 名		性別	男 女	生年 月 日 年 月 日 (歳)
	住 所				
理 由					

様

各務原市長

各務原市子育て支援短期利用（延長）委託書

各務原市子育て支援短期利用事業実施要綱に基づく利用について委託します。

事業の種類		☐ 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)		☐ 夜間養護等事業 (トワイライトステイ)			
対象者1	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	住 所						
対象者2	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	住 所						
対象者3	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日 (歳)	
	住 所						
利用理由							
利用期間		年 月 日から 年 月 日まで 日間					
連絡先	氏 名	(対象者との続柄)					
	住 所 勤 務 先						電話 ー
特記事項							

年 月 日

（宛先）各務原市長

（実施施設）

各務原市子育て支援短期利用事業解除通知書

各務原市子育て支援短期利用事業に基づく事業の利用を、次のとおり解除したので通知します。

事業の種類		☐ 短期入所生活援助事業 （ショートステイ）		☐ 夜間養護等事業 （トワイライトステイ）		
対象者 1	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日（ 歳）
	住 所					
対象者 2	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日（ 歳）
	住 所	☐ 対象者 1 と同じ				
対象者 3	氏 名		性別	男 女	生年 月 日	年 月 日（ 歳）
	住 所	☐ 対象者 1 と同じ				
利用期間		予定期間	年	月	日から	日間
		実施期間	年	月	日まで	
		年	月	日から	日間	
		年	月	日まで		
解除理由						

様

各務原市長

各務原市子育て支援短期利用事業解除通知書

各務原市子育て支援短期利用事業に基づく事業の利用を、次のとおり解除したので通知します。

事業の種類		☐ 短期入所生活援助事業 (ショートステイ)		☐ 夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	
対象者1	氏 名		性別	男女	生年月日 年 月 日 (歳)
	住 所				
対象者2	氏 名		性別	男女	生年月日 年 月 日 (歳)
	住 所				
対象者3	氏 名		性別	男女	生年月日 年 月 日 (歳)
	住 所				
委 託 先		施設名 所在地 電話 ー			
利用期間		予定期間 年 月 日から 日間 実施期間 年 月 日まで 日間 年 月 日から 日間 年 月 日まで 日間			
解除理由					

年 月 日

（宛先） 各務原市長

住所
請求者
氏名

請 求 書

金 円

年 月分 各務原市子育て支援短期利用事業にかかる経費として、上記金額を
請求します。

夜間養護（トワイライトステイ）等事業
夜間養護事業

1,500 円 × (延べ)	日 (人) =	円
----------------	-----------	---

休日預かり事業

2,700 円 × (延べ)	日 (人) =	円
----------------	-----------	---

短期入所生活援助（ショートステイ）事業

保護者	1,200 円 × (延べ)	日 (人) =	円
2 歳未満児	10,700 円 × (延べ)	日 (人) =	円
2 歳以上児	5,500 円 × (延べ)	日 (人) =	円

送迎

1,860 円 × (延べ)	日 (人) =	円
----------------	-----------	---